

小谷村観光未来づくり協議会規約

(名称)

第1条 この組織は、小谷村観光未来づくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小谷村の観光のあるべき姿を見出すため魅力的な自然環境と生活文化により形成される観光資源の持続的発展及び課題解決を目指して観光地域づくり審議会の答申（以下「答申書」という。）及び観光地域づくりプラットフォームの考え方も取り入れながら、住民等が主体となって行う観光に特化した活動を支援するとともに村観光の振興と地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民等が主体となる活動に対する支援に関する事業
- (2) 小谷村の観光資源の充実・宣伝に関する事業
- (3) 各種イベントの企画・実施に関する事業
- (4) 観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- (5) その他、第2条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる団体から推挙された者をもって組織する。

- (1) 小谷村
- (2) 一般社団法人小谷村観光連盟
- (3) 小谷村商工会
- (4) 小谷村議会
- (5) 金融機関
- (6) その他会長が認めた者

(役員等)

第5条 協議会に次の役員を置き、選任方法は互選によって定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局 若干名

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役職により選任された役員は、その任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(協議会)

第7条 協議会は、第4条に規定する者をもって構成し、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定及び改正等に関する事項

(2) 事業計画の決定に関する事項

(3) 事業報告の承認に関する事項

(4) その他、会長が必要と認める事項

2 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 協議会は、会長が招集し、議長は会長がこれを務める。

(事務局)

第8条 協議会の業務を執行するため、小谷村役場観光地域振興課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年11月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月23日から施行する。